

(1) 私的録音の現状について((社)私的録音補償金管理協会等の調査資料より)

- デジタル録音機器の家庭保有率は上昇傾向。(平成9年で約27.9%、平成13年で約62.4%、平成17年で約87.8%)
- デジタル録音行為は年々一般化している。(最近1年間におけるデジタル録音経験割合は、平成9年度で約24.7%、平成13年度で約39.6%、平成17年度で約45.5%、平成18年で約88.4%)
- デジタル録音経験者のうち、1週間に1回以上録音した人は約28.6%、1ヶ月間に1回ぐらいの人は約30.4%。(平成18年)
- デジタル録音経験者があげるデジタル録音の利点としては、「軽い、小さいなど扱いやすいから」(約67.5%)、「音質が劣化しないから」(約60.9%)、「曲の並べ替えや消去が自在だから」(約59.8%)が上位。(平成18年)
- デジタル録音経験者のデジタル録音の理由は、「市販のCDや録音済み記録媒体を買うよりも安くすむから」「ヘッドホンタイプのプレーヤーやカーステレオで聴くため」「好きな音楽を抜出、編集したディスク等を自分で作って聴くため」が上位で推移。
- デジタル録音経験者のデジタル録音源は、「レンタルショップから借りたCD」「自分や家族が持っている市販CD・MD・テープ」「友人・知人から借りた市販CD・MD・テープ」が上位で推移。
- パソコンやポータブルオーディオの利用等により、デジタル録音量は拡大していると考えられる。
(パソコンを用いて録音を行ったことがある人の最近1年間の平均的な録音量は211.6曲、MDは94.9曲。平成18年)

(2) 私的録画の現状について((社)私的録画補償金管理協会等の調査資料より)

- 平成18年のデジタル録画機器の家庭保有率は約27%(テレビチューナー付パソコンを除くと約23.9%)。
- 最もよく録画・ダビングするメディアとして、VHSをあげた人は約54.6%、DVDレコーダーやテレビ内蔵のハードディスクドライブは約17.8%、DVDは約6.7%、パソコンのハードディスクドライブは約6.2%。(平成17年)
- デジタル録画経験者のうち、1週間に1回程度以上デジタル録画を行った人は80%超、ほとんど毎日行った人は約32.0%。
- デジタル録画経験者のデジタル録画の理由としては、「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後で見るため」(約94.5%)、「興味ある番組やその一部を保存するため」(約81.9%)、「同じ時間帯に複数のチャンネルで見たい番組が重なった場合に、見られなかった番組を後で見るため」(約79.9%)が上位(平成18年)。
- デジタル録画機器を所有したことで録画頻度が増えた人は約65%、減った人は約15.8%と、デジタル化により全体の録画回数は増えていると考えられる。
- デジタル録画機器を所有したことで録画頻度が増えた人の理由としては、「デジタル録画機器は媒体の交換が不要でたくさん録画できるから」(約68.4%)、「デジタル録画機器は録画の設定が簡単だから」(約66.6%)が上位。

参考2. 補償金制度の現状について(第3章関係)

(1) 対象機器・記録媒体の範囲

○ 機器

デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるもの(業務用の特別機能として録音録画機能が付いているもの、録音録画機能が附属的なものを除く)

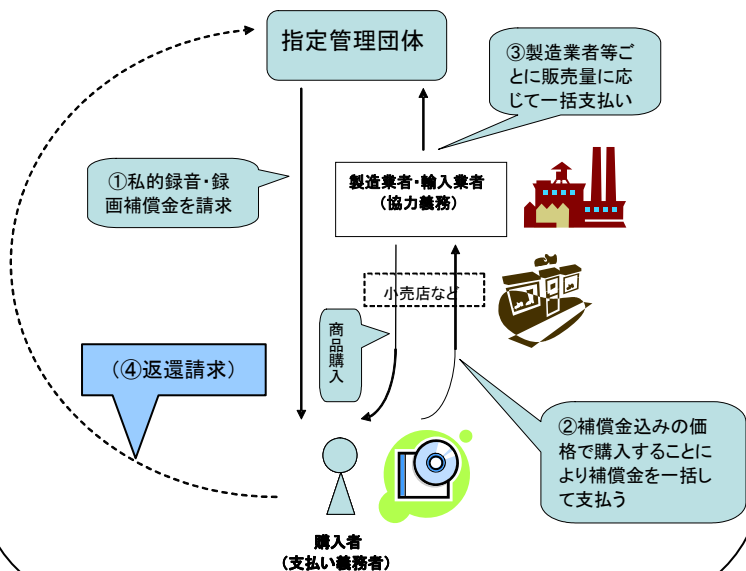
○ 記録媒体

当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるもの

録音	機器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル) 方式CDレコーダー
		CD-RW (コンパクト・ディスク・リライタブル) 方式CDレコーダー
録画	機器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)
		MVDISC (マルチメディア・ビデオ・ディスク) レコーダー
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル) 方式DVDレコーダー
		DVD-RAM (デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー) 方式DVDレコーダー
録音	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク
録画	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク

(2) 補償金支払の仕組み

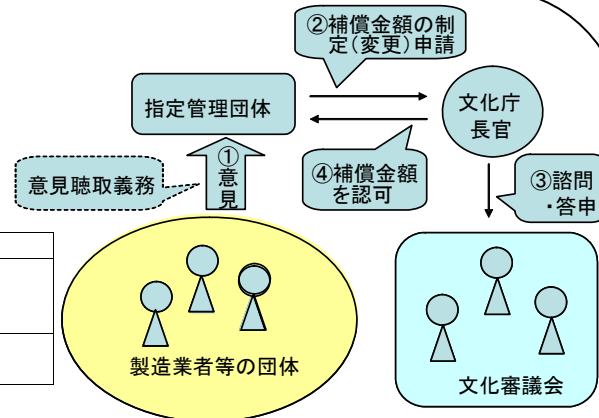
- 録音録画を行う者が補償金支払義務者
⇒メーカー等が補償金徴収に際し協力



(3) その他の仕組み

- 補償金額の決定方法
⇒ 右図
- 実際の補償金額
⇒ 下表

	特定機器	特定記録媒体
録音	基準価格*の2%	基準価格*の3%
	上限: シングルデッキ 1000円 ダブルデッキ 1500円	
録画	基準価格*の1%	基準価格*の1%
	上限: 1000円	



- 指定管理団体制度
⇒ 権利者に代わり補償金を受ける権利を行使する団体
(録音: (社)私的録音補償金管理協会(sarah)、
録画: (社)私的録画補償金管理協会(SARVH))
- 共通目的事業
⇒ 徴収された補償金は原則権利者に分配されるが、私的な録音録画の実態は完全に把握できないため、補償金総額のうち20%は権利者全体の利益のための事業(共通目的事業)に支出する。
(①著作権及び著作隣接権の保護に関する事業、
②著作物の創作の振興及び普及に資する事業)

参考3. 著作権保護技術とビジネスの現状(第4章関係)

(1) 著作権保護技術の種類と特徴

① フラグ検出型

基本的に暗号化されていないコンテンツに複製制御フラグを付加し、複製機器が当該信号を検出して反応
(例 音楽CDのSCMS(Serial Copy Management System))

② 暗号技術利用型

コンテンツを暗号化し、そのままでは視聴可能な状態で複製等を不可能にした上で、復号に必要な鍵等がライセンスされた機器により一定の制限を加えつつ再生、出力、復号
(例 DVDのCSS(Content Scramble System))

(2) 音楽及び映像ビジネスの現状

① パッケージビジネス

- 流通している音楽パッケージのほとんどはCD。現在はコピーコントロールCDは発売されていない。暗号技術利用型のスーパーオーディオCD、DVDオーディオは現在のところあまり普及しているとは言えない。
- 販売用映像ソフトはDVDが主流。レンタル用映像ソフトもDVDが中心になりつつあるが、旧作映画は現在でもビデオカセットが用いられている。

② 配信ビジネス

- 主要な音楽配信ビジネスでは、何らかの暗号技術利用型の著作権保護技術を採用。現在、約1500事業者により、様々な配信デバイス、課金方法、著作権保護技術などのサービスが存在。
- 映像配信では、セットトップボックスを介するTV視聴や、一部パソコン視聴の場合では、暗号技術利用型の著作権保護技術を採用。モバイル機器視聴の場合、選択した機器のみ再生可能であるものがほとんど。

③ 地上デジタル放送

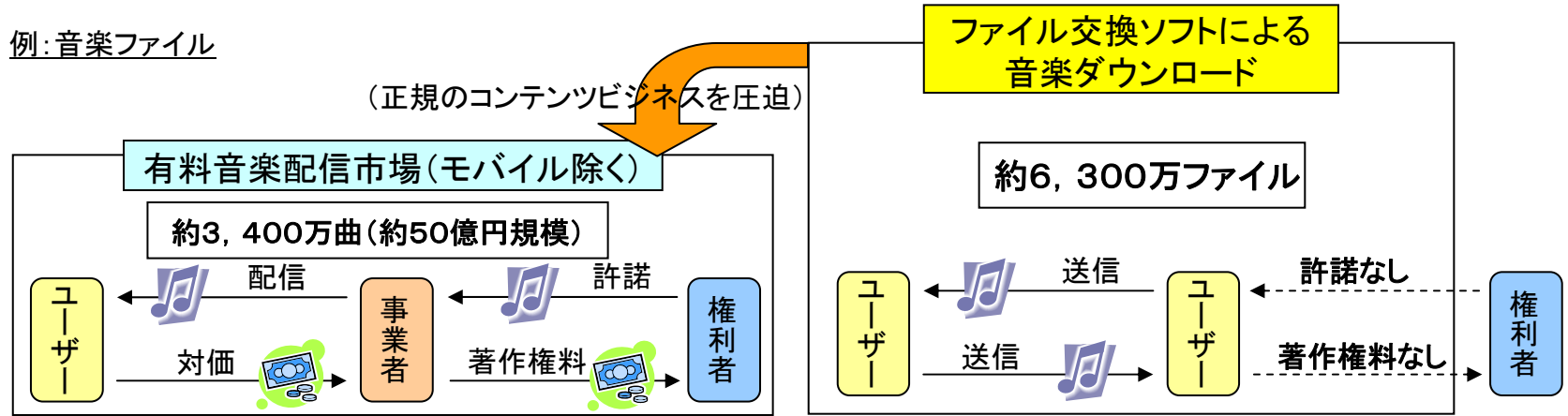
- 地上デジタル放送では、いわゆる「コピーワンス」ルールが適用されている。
- 総務省情報通信審議会第4次中間答申(平成19年8月)において、COG(Copy One Generation、1世代のみコピー可)+9回までコピー可(10回目のコピーはムーブ(移動)のみ)とする緩和策が提言された。

参考4. 違法サイトからの私的録音録画の現状について(第5章関係)

(1) ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について

○ 平成18年に実施した調査では、ファイル交換ソフト利用経験者数は厳正に推定して約250万人。

例: 音楽ファイル

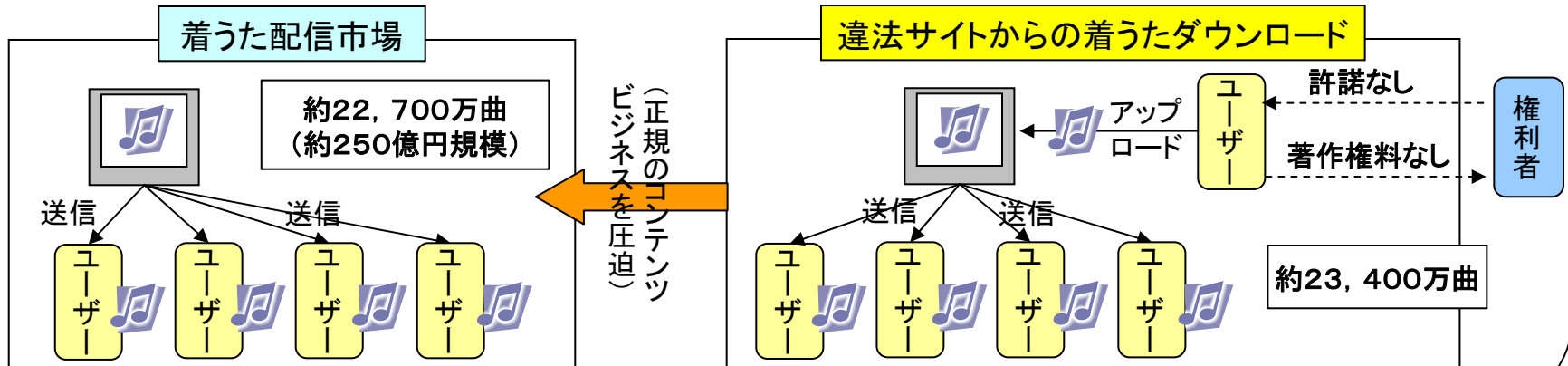


※(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本レコード協会等の調査による

(2) 違法な携帯電話向け音楽配信(着うた／着うたフル)からの私的録音の現状について

○ 平成18年に実施した調査では、違法にアップロードされた音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイト(違法サイト)の認知率は約74%、利用率は約35.5%。若年層ほど利用率が高い。

例: 着うた



※(社)日本レコード協会等の調査による

参考5. 外国における私的複製の取扱いと補償金制度の現状について(第6章関係)

		ドイツ	フランス	アメリカ合衆国	イギリス
私的複製の取扱い		私的複製は認められるが、「明らかに違法に作成された著作物からの私的複製」(2003年改正)は違法。(現在国会審議中の著作権法改正案では、インターネット上のものも同様である旨明確化。)	私的複製は認められるが、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない」(2006年改正)という但書により違法なソースからの私的複製などは違法。	公正使用(fair use)規定により、放送番組のタイムシフト録画は合法(1984年最高裁判決)。なお、ファイル交換ソフトを利用した著作物のダウンロードは公正使用に該当せず、違法とする判例あり(2001年連邦控訴裁判決)。	娯楽目的のために行われる私的録音録画は、放送番組等のタイムシフト録画を除き違法。
補償金制度の概要	1. 導入時期及び対象行為	1965年 録音及び録画	1985年 録音及び録画	1992年 録音	/
	2. 対象機器等の範囲	デジタル・アナログの録音・録画機器(一体型含む)及び記録媒体 ※ドイツ特許庁がパソコンを補償金の対象とすることを決定	デジタル・アナログの記録媒体(一体型機器に内蔵されたフラッシュメモリ又はハードディスク、外付けのメモリーカードを含む) ※パソコンは対象とされていない	DAT、DCC、MDのデジタル録音機器・記録媒体	
	3. 支払義務者	製造業者・輸入業者 販売業者も連帯して責任を負う	製造業者・輸入業者	製造業者・輸入業者	
	4. 徴収額(2005年)※	約1億4,700万ユーロ (約205億8,000万円)	約1億5,500万ユーロ (約217億円)	約1,433千ドル (約1億6,900万円)	
	5. 著作権保護技術の補償金への反映方法	特になし。 ※改正案では、額の決定にあたりDRMの程度を考慮すべきとしている。	額の決定にあたり著作権保護技術を考慮することとされている。	なし	

※徴収額の欄の日本円については、2005年末時点のレートで邦貨換算している。